

平成 27 年 4 月 25 日

保護者様

大阪市教育委員会

## 平成 28 年度大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定等に関する方針についてお知らせ

保護者の皆様におかれましては、平素より本市教育の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、標題について、大阪市教育委員会会議において、下記の通り本市方針を改定しましたので、お知らせいたします。

なお、詳細につきましては、大阪市教育委員会ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

### 記

1 掲載URL：<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000307616.html>

2 大阪市方針[改定版]の概要

- (1) 各中学校における評定は、大阪府教育委員会の決定した府内統一基準に従って、学校ごとに定められる「評定平均の範囲」内で行うものとする。
- (2) 大阪市においては、中学校間での公平性を担保する府内統一基準に加え、生徒間でも公平性を担保する共通の評価尺度を備えた真の絶対評価を導入するため、第3学年の5教科（国語・数学・社会・理科・英語）について、全ての大阪市立中学校が参加するテスト（以下、「大阪市統一テスト」という。）を2学期に実施することとする。
- (3) 上記(2)の大坂市統一テストの結果、各教科ごとに、全市の得点分布において上位6%に入る生徒には、当該教科の評定として必ず評点「5」を与えるものとする。同様に、全市の得点分布において上位18%に入る生徒には、必ず評点「4」以上を与えるものとする。さらに、全市の得点分布において上位39%に入る生徒には、必ず評点「3」以上を与えるものとする。
- (4) 評定は、「知識・理解」「技能」及び「思考・判断・表現」等の学力を客観的に評定するものとし、「関心・意欲・態度」の評価は、別途、特筆すべき点を文章化して記載するものとする。